社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会 車両運行管理規程

第1章総則

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有し、又は借り上げて、本会の業務に使用する車両(以下「業務用車両」とい
 - う。) の安全な運行並びに適正な管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、業務用車両とは、道路交通法及び道路運送車両法にいう自動車であって、本会が所有し、又は借り上げて運行の用に供するものをいう。
- 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 車両管理責任者 業務用車両総体を管理する者で、会長の指名した職員をいう。
 - (2) 安全運転管理者 道路交通法施行規則に定める法定資格要件を備える職員で,車両管理責任者が指名し,公安委員会に届出を行った者をいう。
 - (3) 車両管理者 業務用車両の配置を受け、車両管理責任者が指名し、それら車両を管理する者をいう。
 - (4) 運転者 当該車両を運転するに足りる運転免許を有する職員で、自動車運転免許者 台帳登録申請書兼台帳(様式第1号)(以下「台帳」という。)に登録され、安全運 転管理者が承認した者をいう。

(業務用車両の維持管理の総括)

第3条 業務用車両の維持管理は、車両管理責任者のもとに、本所総務係において統括管理 するものとする。ただし、安全運転管理者、車両管理者が所管する権限等の事項はそれぞ れの所管とし、連携し管理するものとする。

(運行管理体制及び職務)

- 第4条 業務用車両の安全運行及び車両の安全確保等のために次の機関をおく。
 - (1) 車両管理責任者 業務用車両総体を管理するとともに、統括管理にかかる指導監督 にあたるものとする。
 - (2) 安全運転管理者 安全運転に関する管理全般の業務を担当するとともに、法令等に 定める安全運転管理者の義務に関すること及び運転者の指導等にあたるものとする。
 - (3) 車両管理者 配置を受けた業務用車両について、安全運転管理者と連携、協力し運行管理、保管等にあたるものとする。

(運転者の遵守事項)

- 第5条 運転者は,交通法令等を遵守し,安全運転管理者及び車両管理者の指示に従い,常に人命尊重を旨とし,安全運転と車両の適正な使用に努めなければならない。
- 2 第2条第2項第4号に規定する運転者の登録は、車両管理責任者を経て安全運転管理者 に提出して行うものとする。この場合、自動車運転免許証(以下「免許証」という。)を 車両管理責任者に提示するものとする。

3 運転者は、免許の取消し、効力の停止及び失効並びに免許の内容等に変更(更新を含む)があったときは、直ちに車両管理責任者を経て安全運転管理者に届け出なければならない。届出書は、前項の規定に準じて届け出るものとする。

第2章 運行管理

(業務用車両の使用の規制)

- 第6条 業務用車両は、本会の業務以外の目的に使用してはならない。
- 2 業務用車両を使用するときは、車両管理者と協議・調整し、又は承認を得て使用しなければならない。
- 3 業務用車両は、業務に関し緊急に必要がある場合を除き、運転者以外の者に運転させて はならない。
- 4 故障又は、整備不良と認められる業務用車両については、車両管理者は、その使用を承認してはならない。

(運転日報)

- 第7条 運転者は、使用する業務車両ごとに別に定める運転日報を作成し、運行状況等について記録し、車両管理者に提出しなければならない。
- 2 車両管理者は、運転者から提出された運転日報を確認し、安全運転管理者に提出しなければならない。

(運転者の教育指導等)

第8条 安全運転管理者は、運転者に対し安全運転に関する指導や教育を行い、運転者の安全意識を高めるよう努めなければならない。

第3章 車両管理等

(運行前点検)

- 第9条 運転者は、運転前に使用する業務用車両ごとに別に定める運行前点検票を作成し、 点検箇所の確認とその状況を記録し、車両管理者を経由し、安全運転管理者に提出しなけ ればならない。
- 2 安全運転管理者は、これらについて確認し、必要に応じ運転者、車両管理者等に指示又は、指導しなければならない。

(鍵の管理)

第10条 運転者は、使用後速やかに車両管理者が指定する場所に収納しなければならない。

(業務用車両の整備等)

- 第11条 車両管理者は、車両の安全運行を確保するため、法令等に定める定期点検整備の 実施計画を作成し、本所総務係と協議・調整しなければならない。
- 2 運転者等からの報告書により臨時整備を行わなければならない場合は、原因を調査し、 速やかに修理を行わなければならない。

3 運行前点検,定期点検整備及び臨時整備記録簿等の台帳を当該車両ごとに作成,保管し 管理しなければならない。なお,当該記録簿は,1年間保存するものとする。

第4章 通勤用自動車の管理

(通勤用自動車の届出)

第12条 運転者が、新たに私有自動車により通勤しようとする場合は、通勤届並びに通勤 用自動車承認届(様式第2号)により安全運転管理者を経て、事務局長の許可を受けなけ ればならない。許可後においてその内容に変更が生じたときもまた同様とする。

(通勤用自動車の許可の取消し)

- 第13条 事務局長は、運転者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、許可 を取り消すことができる。
 - (1) 公安委員会の行う免許の停止又は取消処分を受けたとき。
 - (2) 運転者として不適切と認める行為があった場合
 - (3) 第12条の届出に虚偽の申告があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、不適切と認める場合
- 2 前項の取消しは、次の各号の範囲内で事務局長が、会長の承認を得て別に定めるものとする。
 - (1) 免許の停止期間満了後1箇月以上6箇月未満の期間
 - (2) 新たに免許取得後6箇月以上1年未満の期間

(通勤用自動車の業務使用禁止)

- 第14条 運転者は、通勤用自動車として届出した私有自動車を業務に使用してはならない。ただし、事務局長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 運転者の私有自動車の業務使用に関する取扱は別に定める。

第5章 事故処理等

(交通事故の措置及び報告)

- 第15条 運転者は、通勤時または業務用車両運行中に交通事故が発生したときは、事故の 大小にかかわらず、速やかに次の緊急措置、その他法令に定められた措置を講ずるととも に、直ちに車両管理者及び安全運転管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (1) 人身事故の場合には、負傷者の手当を優先すること。
 - (2) 証人の確保に努めること。
 - (3) 最寄りの警察署,交番に連絡し,警察官の指示に従うこと。
 - (4) 事故証明書の交付を受けること。
 - (5) 事故現場の状況を記録し、第三者がかかわる事故の場合には、相手方運転手の住所、氏名、勤務先、電話番号、車両登録番号、免許証等の確認をすること。
 - (6) 自車、相手車両双方の破損状態を確認すること。

- 2 車両管理者及び安全運転管理者は、前項の報告を受けたときは本所総務係に通報する とともに、適切な措置を講じ、事故の概要を車両管理責任者に報告しなければならない。
- 3 運転者は、交通事故の発生後速やかに、事故の概要等について別に定める事故報告書に より安全運転管理者に報告しなければならない。
- 4 契約保険会社との事務処理等については、本所総務係において行うものとする。
- 5 第12条に基づく私有自動車による通勤中の交通事故に伴い発生した事務処理及び対 人・対物損害に対する賠償については、運転者が自己の負担と責任においてこれを解決処 理し、本会に迷惑損害を及ぼさないものとする。
- 6 本会は、運転者が私有自動車による通勤中の交通事故で労働者災害補償保険法に定める 業務災害による給付の請求を行うときは、必要な証明を行う。

第6章補則

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和元年6月11日から施行する

様式第1号(第2条関係)

自動車運転免許者台帳登録(新規・更新)申請書兼台帳

令和 年 月 日

社会福祉 法 人 つくばみらい市社会福祉協議会長 様

運転免許者台帳への登録を申請します。

								運	転免	許証	記載	事項	į								
氏					名												年	月		日生	
住					所																
交			付				年	月 日		優良運転者 一般運転者				(1.) 4"	もか かか	ANZ ○FII)					
有	効		期		限				年	月		日	初回更新前				(V·9	A 0/J~			
免許	第一	一種	1	• 小	• 原			1	年	月		日									
年月	免許		許	許		他				1	年	月		日							
日	第二	<u>-</u>	種	免	許			1	年	月		日									
-				1	有無																
免 (該			の 種 ⅓ るものに○印		類 印)	種類	大型	中型	普通	大特	大自二	普自门	小特	原付	けん引	大型二	普通二	大特二	けん引二	軽	
免 許 の 条 件 🕯			等								,				•						

※裏面に運転免許証の写しを添付すること

通勤届並びに通勤用自動車承認届

		<u> </u>	<u> — — </u>	<u></u>	- ~	// I-J	1 275	<u> </u>	* HP LL 1/	<u> </u>								
										会	和	年	月	日 提	出			
つくばみら	い市社会	会福祉協議会	会長	様	_													
通勤	めの実情	について届け	出する	るとと	ともに、	通勤に	Z	所	属	_					<u> </u>			
使用す	る私有	車について記	许可原	顔いる	ます。		(氏住	名 所)	_				()	1			
							`	.	1217	_								
主な届理	出の由	□ 新規 □ 通勤			ーーー 場合を 変更	 含む))			——- 用する の他(—— 両内	容の)(i	—— 自力	□ • ③	 変更))
事実発生	年月日		令和	FI	年	Ē	月		E	3								
私有車に	よる通勤	勤区間(片)	道)		距 (概算	所要時間 (概算)				有料道路等の億 種類 金			<u></u> 類	1100 72				
住 居から	Б̂				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	.1 /			時間									
(経由)		Ort	まで		Km			分					F	円			
カル	6								時間									
(経由)			まで		Km			分						刊			
車	•		種	車			名	年		Ī	た総	排	気	量	<u>乗</u>	車	定」	<u> </u>
使																		
用	録	: 番	号	車 相	険 有	効 其	月限	届占	出時の	の走行詞	巨離	所有	者氏	CC 名(届	出	<u>者</u> との		名)
する		Щ			- II	// 4 //	7 12								/			`
車					年	月	日				Km				()
一 可 9	強制保険(自賠責保 険)の加入状況				契約先() 保険満了日(年 月					契約者氏名()								
2 「主な 3 「距離 4 往路と 5 通勤組	には通常 届出の理 J欄、「有 と帰路と異 圣路の略	で行っている通 由」欄には、こ 料道路等の使 なる場合は「値 図(経路朱線)) 食証及び任意	の届を用」欄 構考」 相	を行う まには、 関にそ の様ま	主な原因、通勤になっている。	のひと かかる月 由を記 こ記入	つにの †道分 !入する する。	みレ の距 。	を付っ	する。		する。						

	上記届出に対し 許可する	・ 許可しない
通勤	から 年 月	月額で
勤手当	まで 支給	日額
の 算 出	円 増額 し、_ 減額	<u>円</u> とする

ı	受 理		年	月月	Ξ
	決 定		年	月月	\exists
	事務局長	局長補佐	主査/センター長	安全運転管理者	者
١					
l					